

令和2年第1回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和2年1月23日(木)	13時30分 開会 13時55分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 6	議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治		8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行	11 山口 一行	
13 安藤 弘司	14 秋葉 宏之	15 松浦 敬貴	16 本間 保利
17 如澤 寿生	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
7 友澤 勇司      12 中原 修      21 越智 淳一			
24 島田 宗央			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀      主 幹 宮本 則幸			
主 任 國分 昌宏			

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和 2 年第 1 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、2 1 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 1 4 条の規定により、本日の議事録署名委員については、1 5 番 松浦委員、1 6 番 本間委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和元年 1 2 月 2 0 日に開催されました令和元年第 1 2 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>1 月 7 日 (火)、役場会議室におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに小崎委員、佐藤委員、藤井委員が出席しております。</p> <p>1 月 1 5 日 (水)、遠軽町におきまして、市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催され、これに会長外各委員が出席しております。</p> <p>1 月 2 1 日 (火)、2 2 日 (水) 札幌市におきまして、農業委員会活動強化研修会、全道農業者年金研究会が開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>本日、令和 2 年第 1 回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明を

議 長	させます。
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵二区●●番●1の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は4,440㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年11月20日から令和2年12月31日までの2年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年1月7日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農

事務局

業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、貸借権が25件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は6,581㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年1月23日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,400,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は1,313㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年1月23日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年3月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、288,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして議案書の6ページをご覧ください。貸借権でございます。

はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は40,060㎡であり、利用権設定等の種類は貸借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は280,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は4,200㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は29,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、北広島市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●の内で面積は35,100㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は105,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●の内外計6筆で合計面積は41,177.25㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は112,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内で面積は16,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は48,

事務局

000円でございます。  
(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●●●●番●●●●●外計12筆で合計面積は53,257㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は213,000円でございます。  
(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして議案書の7ページをご覧ください。番号7番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●●●●番●●●●●外計8筆で合計面積は41,356㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は165,000円でございます。  
(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●●●●番●●●●●外計2筆で合計面積は5,967㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は23,000円でございます。  
(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号9番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。

事務局

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は22,438㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は89,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計6筆で合計面積は37,257㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は149,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号11番、利用権の設定をする者は、茨城県、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計9筆で合計面積は5,561.44㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は38,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号12番、利用権の設定をする者は、中湧別中町、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●で面積は3,085㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は9,000円でございます。



事務局

(別冊資料 1 1 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 3 番、利用権の設定をする者は、中湧別北町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●外計 4 筆で合計面積は 6, 5 4 1 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 月 2 3 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっております、賃貸価格は 1 9, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 1 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 8 ページをご覧ください。番号 1 4 番、利用権の設定をする者は、南幌町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●の内外計 2 筆で合計面積は 2 1, 5 0 0 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 月 2 3 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっております、賃貸価格は 4 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 2 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 5 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計 2 筆で合計面積は 2, 3 1 1 m<sup>2</sup>であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 月 2 3 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 5 年間となっております、賃貸価格は 9, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 3 ページにより位置説明)

続きまして番号 1 6 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●で面積

事務局

は1,926.83㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は11,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号17番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地65番1で面積は20,951㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は125,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号18番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計7筆で合計面積は21,325㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は170,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号19番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内で面積は4,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は28,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号20番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は5,979㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は41,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号21番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は1,843㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は13,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号22番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計10筆で合計面積は18,413㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は73,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧ください。番号23番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計5筆で合計面積は8,326㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和

事務局	<p>6年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は41,000円でございます。 (別冊資料17ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号24番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は1,854㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は13,000円でございます。 (別冊資料18ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号25番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は18,016.20㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年1月23日から令和6年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は90,000円でございます。 (別冊資料19ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第2号の質疑を行います。</p> <p>先に8ページ19番、20番、21番、22番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、8ページ19番、20番、21番、22番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>●●番●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
鈴木委員	議案書7ページ10番の、●●●●とは誰のことですか。
事務局	富美の●●●●さんです。
鈴木委員	わかりました。
議 長	ほかに質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用配分計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求める。なお、当該配分計画案について異存なき場合は、同法同条第3項の規定により、その旨農業委員会の意見として公益財団法人 北海道農業公社に提出するものであります。内容を説明いたしますので議案書の11ページをご覧ください。</p>

事務局	<p>利用権の設定をする者は札幌市、●●●●さん。利用権の設定を受ける者は南兵村三区、●●●●さんです。土地の所在は南兵村三区●●番●外計12筆で、合計面積は49,879㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、令和2年3月12日から令和2年11月30日までの1年間となっており、賃貸価格は332,000円でございます。本案件は経営移譲により息子さんに賃借権の移転を行うものであります。</p> <p>(別冊資料20ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで、令和2年第1回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会     13時55分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員